

令和元年 11 月 19 日 (火)

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ワンストップ[®]無料相談会」を開催します

長野県司法書士会 会長 丸山 孝一
関東信越税理士会長野県支部連合会 会長 上條 光信
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長 高野 哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会長野県支部連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ[®]無料相談会」を開催します。

◆日 時：令和元年 11 月 19 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分 (最終受付 4 時)

◆場 所：長野市生涯学習センター 第 1 学習室
松本商工会館 3 階 301 会議室
上田商工会議所会館 5 階ホール
佐久平交流センター 2 階第 1・2・3 会議室
下諏訪商工会議所会館 2 階会議室
伊那公民館 1 階第 3 研修室

◆相談料：無料

◆予 約：不要 (先着順にお受けします)

◆相談例：生前に土地を整理しておきたい。どのような方法をとったらよいか。
生前贈与と相続では、税金はどう違うのか知りたい。
子供がいない場合、誰が相続人になるのか。遺言を作った方がよいのか。
子供達が家を相続したくないと言っている。
相続人の中に認知症の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
父が認知症になり通帳の管理ができていない。

◆問合先：長野県司法書士会事務局 (TEL：026-232-7492)

関東信越税理士会長野県支部連合会事務局 (TEL：0263-48-5480)

平成 27 年 1 月 1 日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられたことから、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。さらに、平成 30 年 7 月 6 日には、民法のうち相続法の分野を改正する法律が成立し、自筆証書遺言の方式の緩和、相続人以外で介護・看護等を行った人の貢献を考慮する制度や相続時の配偶者の居住権を保護する制度等が新設されましたが、改正法は既に本年 1 月から段階的に施行されており、相続に関する関心もより高まっています。

また、身内が認知症になり通帳等金銭の管理ができない、老人ホームなど施設との契約が行えない、などがきっかけで成年後見人の選任を検討したいといった相談も年々増えています。

そこで、相続税や贈与税、相続や贈与に関する各種手続、成年後見制度に対する市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を 3 団体が協力して開催することになりました。